

東濃看護専門学校を設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

東濃看護専門学校を設置及び管理に関する条例（平成5年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 平成23年東北地方太平洋沖地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）において、被災した地域の看護師養成所に平成23年4月に入学する予定の者及び被災した者であって被災した地域以外の看護師養成所に入学する予定のものが入学を希望した場合は、平成23年度に限り、第5条から第8条までの規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。
- (1) 入学試験については、入学する予定であった看護師養成所の入学試験を第5条に規定する入学試験とみなす。
 - (2) 入学の許可については、入学する予定であった看護師養成所の入学の許可を第6条に規定する入学の許可とみなす。
 - (3) 第7条第2号に規定する入学金及び同条第3号に規定する授業料は、全額免除する。
 - (4) 第8条に規定する施設整備協力金は、全額免除する。
- 3 東北地方太平洋沖地震において、被災した地域の看護師養成所に在学中の学生が転入学した場合は、平成23年度に限り、第7条及び第8条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。
- (1) 第7条第3号に規定する授業料は、全額免除する。
 - (2) 第8条に規定する施設整備協力金は、全額免除する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

新	旧
<p>東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、最初の入学試験その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の前日においてもこれを行うことができる。</p> <p>2 <u>平成23年東北地方太平洋沖地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）において、被災した地域の看護師養成所に平成23年4月に入学する予定の者及び被災した者であって被災した地域以外の看護師養成所に入学する予定のものが入学を希望した場合は、平成23年度に限り、第5条から第8条までの規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 入学試験については、入学する予定であった看護師養成所の入学試験を第5条に規定する入学試験とみなす。</u></p> <p><u>(2) 入学の許可については、入学する予定であった看護師養成所の入学の許可を第6条に規定する入学の許可とみなす。</u></p> <p><u>(3) 第7条第2号に規定する入学金及び同条第3号に規定する授業料は、全額免除する。</u></p> <p><u>(4) 第8条に規定する施設整備協力金は、全額免除する。</u></p> <p>3 <u>東北地方太平洋沖地震において、被災した地域の看護師養成所に在学中の学生が転学した場合は、平成23年度に限り、第7条及び第8条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 第7条第3号に規定する授業料は、全額免除する。</u></p> <p><u>(2) 第8条に規定する施設整備協力金は、全額免除する。</u></p>	<p>東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、最初の入学試験その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の前日においてもこれを行うことができる。</p>